

「令和7年度 飛騨高山教育旅行クーポン」取扱い加盟店募集要綱

1. 事業趣旨

教育旅行で高山市に訪れる児童・生徒及び引率者に対し、市内で使用できるクーポンを発行・配布することで、市内散策・回遊による観光施設、飲食店、土産品店等の利用促進を図り、市内消費喚起と若年層の飛騨高山ファンの拡大を図ることを目的とする。

2. 登録資格

高山市において取扱い加盟店として登録できる事業者は、高山市内に本店(本社)を有し、市内で事業を営む者とする(※1)。

また、高山市内に本店(本社)を有さない場合、高山市産業振興基本条例第2条第1項第2号に定める産業振興団体(市内の経済活動に関わる団体)に加盟し、且つ高山市において事業を営む者も対象とする。

※1：高山市内の事業者がフランチャイズ契約等により店舗展開を行っている場合は、登録時にその経営実態が把握できる契約書等の証拠書類(写し)を提出すること。

3. 加盟店登録の申し込み

加盟店として登録を行おうとする事業者は、「申請書兼誓約書」を一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会(以下「協会」という。)に登録を申込みこととする(加盟店登録料は無料)。

申込期間

令和7年4月16日(水)～令和8年2月28日(土)(※2)

※2：予算がなくなり次第、終了となります。

申込方法

①第4弾(令和6年度)飛騨高山教育旅行クーポンに加盟していた店舗

「取扱い加盟店申請書兼誓約書(継続申請用)」

- ・申請書太枠部分のみ記入。(登録番号は第4弾で登録されていた番号を記入)
- ・第4弾飛騨高山教育旅行クーポンの登録情報に変更がある場合は、変更箇所を記入。

②新規加盟店舗

「取扱い加盟店申請書兼誓約書(新規申請用)」

- ・申請書全項目の記入。

受付時間・場所

時間 午前9時～午後6時(土日祝は除く)

場所 (一社)飛騨・高山観光コンベンション協会1階 中橋観光案内所
(高山市本町1丁目2番地)

補足等

- ・申込受付時に取扱加盟店登録証、クーポン見本、加盟店ポスター、換金依頼書等をお渡しするため、協会までお越しくください(郵送・メール等での申込みはできません)。
- ・支店等の複数店舗で加盟する場合は、店舗ごとの加盟店登録となる。
- ・宿泊施設が加盟店登録をする場合、施設内の売店等での登録となる。

4. 加盟店登録

事務局は、「3. 加盟店登録の申し込み」により申込みがあった事業所が登録資格を有することを確認の上、当該事業者に対し、取扱加盟店登録証、クーポン見本、加盟店ポスター、換金依頼書等を交付する(ポスターは加盟登録事業所1店舗につき2枚交付)。

また、以下条件を満たすこととする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5. 加盟店登録の取り消し

加盟店が、本要項に違反する行為や不正行為を行った場合、協会は当該加盟店の登録を取り消し、その旨を公表するものとし、悪質な場合は当該加盟店に対し損害賠償を請求できるものとする。

6. 本クーポンの対象期間

協会は令和7年5月1日(木)～令和8年2月28日(土)の間に、高山市での宿泊を伴う教育旅行で来訪する学校(児童・生徒及び引率者)を対象として、取扱い加盟店で使用できる1人あたり1,000円分のクーポンを配布する(予算がなくなり次第、終了となります)。

7. 本クーポンの使用期間

使用期間は令和6年5月1日(木)～来訪された学校がチェックアウトする日までとする。対象期間に該当する場合は、宿泊数により令和8年2月28日以降数日間使用できるものとする。

なお、終了予定日より前に予算に達した場合は、改めて使用期限を加盟店に通知する。

8. 本クーポンの取扱い

- ・加盟店は、本クーポンを持参した者に対し、券面記載額相当の物品の販売又は役務の提供を行う。券面記載額未満の物品販売等が生じた場合は、釣銭が出ないことを持参者へ説明すること。
- ・本事業の趣旨(若年層の飛騨高山ファンの拡大を図る)により、児童・生徒自身がクーポンを使用することで、より印象に残る旅行とすべく、児童・生徒及び引率者に直接クーポンを配布することとしているため、旅費の一部(宿泊費、交通賃、団体での飲食費等)としてクーポンを使用することはできない。

9. 取扱うことができない商品

- ・換金性、投機性の高いもの(図書カード、ギフト券等の各種商品券(電子マネーを含む)、切手、乗車券(回数券、定期券)、プリペイドカード等)
- ・消費の下支えとは言い難い出資、金融商品(宝くじ等)にかかる支払い
- ・たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

10. 換金時の指定金融機関

協会の指定する金融機関は、現在調整中。

11. 換金方法

「8. 本クーポンの取扱い」の取引によりクーポンを取得した加盟店は、クーポンの裏面に店名を記入し、指定金融機関に換金を申し出るものとする(換金は原則月1回とする)。

換金の申し出を受け付けた指定金融機関は、クーポンの額面を加盟店の指定した口座に振り込むものとする(換金手数料は無料)。換金の申し出期限は令和8年3月13日(金)までとする。

※但し、予算上限に達した場合、最終使用期限から1ヶ月後を目途に換金期限を早める可能性があるため、その場合は加盟店に対し別途周知を行う。

12. 加盟店の責務

加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店であることが利用者にわかるよう、見やすい場所に協会が交付するポスターの掲示を行うこと(ポスターの複写利用可)。
- (2) 本クーポンの使用期限まで加盟店を脱退しないこと。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたとわかるクーポン、不正に使用されていることが明らかかなクーポンは受取りを拒否すること。その際、その事実を協会に報告すること。
- (4) 自ら不正にクーポンを入手し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。

| |
|-------------------------------|
| 《事業実施》一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会 |
|-------------------------------|